

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](2025年3月度)

対象期間: 2025年3月1日～3月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種 類		数 量 ^{※1}
産業廃棄物	廃油	8,709 kg
	廃酸	360 kg
	廃アルカリ	359 kg
	廃プラスチック類	18,619 kg
	紙くず	0 kg
	木くず	0 kg
	繊維くず	0 kg
	ゴムくず	0 kg
	金属くず	4,306 kg
	ガラスくず及び陶磁器くず	3,069 kg
特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	2,830 kg
	廃油(有害)	54 kg
	廃酸(有害)	3 kg
	廃アルカリ(有害)	0 kg
	感染性廃棄物	127,315 kg

※1・・・kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別図の①	別図の②	別図の③
測定結果が得られた日	2025年3月1日～3月31日	2025年3月1日～3月31日	2025年3月1日～3月31日
測定結果	別紙のとおり ^{※2}	別紙のとおり ^{※2}	別紙のとおり ^{※2}

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	2025年3月1日～3月31日	2025年3月1日～3月31日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		別図の③	別図の③
採取した年月日		2025年2月5日	2025年2月5日
測定結果が得られた日		2025年3月7日	2025年3月7日
ダイオキシン類		0.13 ng-TEQ/m3N	
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物	0.016 m3N/h	
	ばいじん	0.001 g/m3N	
	塩化水素	62 mg/m3	
	窒素酸化物	52 ppm	

※2・・・連続記録紙は焼却施設操作室にて開示